

太田市老人体育振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市における老人体育振興に貢献する団体が実施する事業の円滑かつ効率的実施を援助するためにその事業費の一部に太田市老人体育振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金は、この要綱の趣旨に添った事業を行う団体で、市長が認めるものに対して交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する団体が行う事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食料費を含む。）、印刷製本費、役務費、備品購入費、負担金、助成金及び交際費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第5条 補助対象事業を実施する者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市老人体育振興事業補助金交付要綱（平成13年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた団体については、第5条の規定は、この要綱の失効

後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに決定した太田市老人体育振興事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。